

アカミミガメ及びアメリカザリガニに係る特定飼養等施設の基準の細目等の改正案

次の①及び②に掲げる特定外来生物の種類ごとに、イからホのとおり定める。

① *Trachemys scripta* (アカミミガメ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目

次のいずれかであること。

- (1) おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - (i) 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。
 - (iii) 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - (iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (2) 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - (i) 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - (iii) 柵式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するための返し等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。返し等の設備がない場合は、特定外来生物が登ることができないよう平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - (iv) 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
 - (v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあっては、地下の十分な深さに固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
 - (vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - (vii) 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - (viii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (3) 特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - (i) 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができものであること。

- (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。
- (4) 水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - (i) 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ・ 特定外来生物が登ることができないよう水槽の壁面が平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する場合であって、管理者がその場にいる場合
 - ・ 屋外から隔離できる室内に常置する場合
 - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
 - (iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (5) 人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - (i) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - (ii) 洪水又は豪雨等が発生した場合においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
 - (iii) 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
 - (iv) 特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - (v) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあつては、地下の十分な深さに固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
 - (vi) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
 - (vii) 施設の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - (viii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- ロ 飼養等の許可の有効期間
五年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間
輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げる事項を条件として付する場合は、この限りでない。

- (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。
 - (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 - (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。)
 - (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
- (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
 - (i) 特定外来生物の種類
 - (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
 - (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 実験の用に供するため、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のために、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
- (2) 一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じている場合

② *Procambarus clarkii* (アメリカザリガニ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目

次のいずれかであること。

- (1) 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - (i) 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、

落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

- (ii) 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - (iii) 柵式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するための返し等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。返し等の設備がない場合は、特定外来生物が登ることができないよう平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - (iv) 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
 - (v) 地面に擁壁や柵を設置する場合にあっては、地下の十分な深さに固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。
 - (vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - (vii) 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - (viii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (2) 特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。
- (3) 水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - (ii) 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、特定外来生物が登ることができないよう水槽の壁面が平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する場合であって、管理者がその場にいる場合は、この限りでない。
 - (iii) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
 - (iv) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
- (4) 人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすもの
- (i) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - (ii) 洪水又は豪雨等が発生した場合においても、当該施設内の特定外来生物が容易

に外部の水系に流出するおそれのないこと。

(iii) 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。

(iv) 特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑であるか十分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

(v) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、地下の十分な深さに固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。

(vi) 施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。

(vii) 施設の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

(viii) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

ロ 飼養等の許可の有効期間

三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間

輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

(2) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 実験の用に供するため、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のために、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外

ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

- (2) 一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、人が特定外来生物を直接保持する等の適切な逸出防止措置を講じている場合